

草加市産業新成長戦略支援融資制度推薦書交付審査会要領

平成29年3月28日

(趣旨)

第1条 この要領は、草加市産業新成長戦略支援融資制度推薦書交付要領（平成29年3月28日決裁。第4条において「推薦書交付要領」という。）第4条に規定する審査を行うため、草加市産業新成長戦略支援融資制度推薦書交付審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 審査会は、7人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 知識経験者
- (2) 地域団体の代表者等
- (3) 市職員

2 審査会の会長は、委員の互選とする。

3 審査会の議事は、出席委員全員の合意によって決定する。

4 審査会の事務は、自治文化部産業振興課で取り扱うものとする。

(審査方法)

第3条 審査会は、別紙審査基準により、原則として関係者の出席を求め、説明又は意見を求めるものとする。

(認定)

第4条 審査会は、推薦書交付要領第3条に規定する申請内容の審査を行い、市長にその報告を行うものとする。（委任）

第5条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別紙

1 課題認識

- (1) 草加市第四次総合振興計画、まちづくりの基本となる計画（草加市都市計画マスタープラン）等の内容を理解しているか。
- (2) そうかりノベーションまちづくり構想の内容を理解しているか。
- (3) 周辺エリアの課題を理解しているか。

2 事業性

- (1) 的確で、具体的な提案となっているか。
- (2) 新規性・独自性・独創性のある提案となっているか。

3 採算性・継続性

- (1) 資金計画はきちんと立てられているか。
- (2) 適切な運営体制が取られているか。
- (3) 収支の根拠が明確で、現実的か。

4 工程

事業開始までの工程が明確になっているか。

5 事業効果

- (1) 周辺エリアへの波及やエリア価値の向上に繋がる提案になっているか。
- (2) 市内での創業や雇用の創出が見込める提案となっているか。